



福岡リート投資法人

2022年4月14日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
福岡リート投資法人  
代表者名 執行役員 松雪 恵津男  
(コード番号: 8968)

資産運用会社名  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
株式会社福岡リアルティ  
代表者名 代表取締役社長 古池 善司  
問い合わせ先 財務部長 綾部 博之  
TEL. 092-272-3900

### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

福岡リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2022年5月25日に開催する本投資法人の第10回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

#### 記

##### 1. 規約一部変更の内容及び理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条に基づき、現行規約第18条第1項において投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（互いに相反する趣旨の議案を除く。）について賛成するものとみなす旨を定めています（いわゆるみなし賛成制度）。一方、昨今の不動産投資法人における少数投資主からの議案提案に関する議論に鑑み、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンス構造に大きく影響を与え、かつ、相反する趣旨の議案の提出が性質上難しい重要な議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い重要な議案に対して議決権を自ら行使しなかった投資主が、上記の「みなし賛成」の適用により、当該重要議案について賛成するものとみなされることは、投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があることとなります。そのため、上記の観点から重要な議案、具体的には(1)執行役員又は監督役員の選任又は解任、(2)資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、(3)解散、(4)投資口の併合、(5)執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除、(6)吸収合併契約又は新設合併契約の承認という重要な議案については、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合に「みなし賛成」を適用しないこととする変更を行うことが適切であるとの結論に至りました。事前に反対の意思を表明できる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。以上の内容による「みなし賛成」の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、「みなし賛成」に関する規定について変更を行うものです（変更案（別紙）第18条関係）。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、参照条文の変更を行うものです（変更案（別紙）第31条関係）。

(3)企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。)の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の資産評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです(変更案(別紙)第 34 条関係)。

2. 役員選任について

執行役員松雪恵津男、監督役員川庄康夫及び田邊俊の各氏は、2022 年 5 月 28 日をもって任期満了となるため、執行役員古池善司、監督役員川庄康夫及び田邊俊の各氏の選任(再任含む)についての議案を提出するものです。

また、執行役員及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員小原千尚及び補欠監督役員三嶋良英の各氏の選任(再任含む)にかかる議案を提出いたします。

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第 10 回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 本投資主総会に関する日程

2022 年 4 月 14 日	本投資主総会提出議案の役員会承認
2022 年 5 月 6 日	本投資主総会招集ご通知の発送(予定)
2022 年 5 月 25 日	本投資主総会(予定)

【別紙】第 10 回投資主総会招集ご通知

以上

\* 本投資法人ウェブサイトの URL <https://www.fukuoka-reit.jp>

(証券コード 8968)  
2022年5月6日

投資主各位

福岡市博多区住吉一丁目2番25号  
福岡リート投資法人  
執行役員 松雪恵津男

## 第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、投資主総会の議決権は書面によって行使することができますので、投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2022年5月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第18条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合は、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

現行規約第18条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年5月25日（水曜日）午前10時  |
| 2. 場 | 所 | 福岡市博多区住吉一丁目2番25号<br>キャナルシティ・ビジネスセンタービル地下1階 貸会議室<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎資源節約のため、ご出席にあたり本「第10回投資主総会招集ご通知」及び後記の投資主総会参考書類をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応」をご確認いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎今後の状況によっては、本投資主総会の延期又は会場変更等の対応を実施する可能性があり、その場合にはその旨のお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://www.fukuoka-reit.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正事項を本投資法人のウェブサイト (<https://www.fukuoka-reit.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ◎投資主総会終了後に開催を予定しておりました資産運用会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染防止にできる限り努めるため、中止することといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- ・投資主総会の議決権は書面によって行使することもできます。投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全確保及び感染拡大防止の観点から、会場へのご来場は極力お控えいただき、同封の議決権行使書面により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席は慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・本投資主総会へのご出席をご検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様の安全を第一に、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさませぬようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- ・当日の会場では、投資主様のお席の間隔を広くとる予定のため、従前よりも座席数が減少する可能性がございます。お席をご用意できない場合、会場にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・本投資法人役員及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の上、マスクを着用した状態で応対をさせていただきますことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご出席の際には、会場設置のアルコール消毒液のご利用と、マスクを着用してのご来場等の感染拡大防止にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の投資主様におかれましては、会場受付での体温測定へのご協力をお願い申し上げます。測定時に37.5℃以上の発熱が認められる投資主様や咳等の症状を有する投資主様には、本投資主総会への入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただきます、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承ください。

- ・上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- ・上記の他、本投資主総会の秩序維持及び感染拡大防止の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況によっては、上記の内容を更新する可能性があり、その場合にはその旨のお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://www.fukuoka-reit.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。



## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条に基づき、現行規約第18条第1項において投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（互いに相反する趣旨の議案を除く。）について賛成するものとみなす旨を定めています（いわゆるみなし賛成制度）。一方、昨今の不動産投資法人における少数投資主からの議案提案に関する議論に鑑み、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンス構造に大きく影響を与え、かつ、相反する趣旨の議案の提出が性質上難しい重要な議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い重要な議案に対して議決権を自ら行使しなかつた投資主が、上記の「みなし賛成」の適用により、当該重要議案について賛成するものとみなされることは、投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があることとなります。そのため、上記の観点から重要な議案、具体的には(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任、(2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、(3) 解散、(4) 投資口の併合、(5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除、(6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認という重要な議案については、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合に「みなし賛成」を適用しないこととする変更を行うことが適切であるとの結論に至りました。事前に反対の意思を表明できる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。以上の内容による「みなし賛成」の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、「みなし賛成」に関する規定について変更を行うものです（第18条関係）。

- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、参照条文の変更を行うものです（第31条関係）。
- (3) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の資産評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです（第34条関係）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>（みなし賛成）            第18条 （記載省略）            2. （記載省略）            3. <u>（新設）</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>（みなし賛成）            第18条 （現行どおり）            2. （現行どおり）            3. <u>前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。</u>  <u>(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任</u></p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>4. (新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 資産運用</p> <p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第31条 (記載省略)</p> <p>2.～4. (記載省略)</p> <p>5. 本投資法人は、上記第2項から第4項までに定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(5) (記載省略)</p> <p>(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）第2条第6項に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>6. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産評価</p> <p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第34条 本投資法人の資産評価の方法は、以下の通り運用資産の種類毎に定める。</p>	<p>(2) <u>資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u></p> <p>(3) <u>解散</u></p> <p>(4) <u>投資口の併合</u></p> <p>(5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u></p> <p>(6) <u>吸収合併契約又は新設合併契約の承認</u></p> <p>4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 資産運用</p> <p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2.～4. (現行どおり)</p> <p>5. 本投資法人は、上記第2項から第4項までに定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含む。）第2条第7項に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 資産評価</p> <p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第34条 本投資法人の資産評価の方法は、以下の通り運用資産の種類毎に定める。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(4) 第31条第4項第3号から第11号まで並びに同項第14号及び第15号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額により評価する。<u>市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を用いるものとする。</u></p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) 第31条第4項第13号に定めるデリバティブ取引に係る権利 <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））により評価する。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価する。</u>なお、金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 第31条第4項第3号から第11号まで並びに同項第14号及び第15号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額により評価する。<u>市場価格のない株式等は、取得原価により評価するものとする。</u></p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 第31条第4項第13号に定めるデリバティブ取引に係る権利 デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、<u>時価</u>により評価する。なお、金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員松雪恵津男は、2022年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、2022年5月29日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、規約第23条の定めにより、2022年5月29日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2022年4月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は、次のとおりです。

氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、重要な兼職、並びに 本投資法人における地位及び担当
古 池 善 司 (1962年10月11日生)	1988年 4月 株式会社福岡相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行）入行
	1991年 8月 福岡地所株式会社入社
	2009年 4月 同社地域開発事業本部部長
	2011年 8月 同社商業事業本部チャンネルシティ博多担当部長
	2012年 6月 同社社長室長兼総務部長
	2013年 6月 同社執行役員社長室長
	2013年 8月 株式会社チャンネルエンターテイメントワークス（現 株式会社エフ・ジェイエンターテインメントワークス）代表取締役社長
	2015年 8月 福岡地所株式会社執行役員本社管理部門担当
	2017年 6月 同社常務執行役員 株式会社サン・ライフ代表取締役社長 株式会社九州リースサービス監査役
	2020年10月 株式会社美化監査役 2021年 6月 株式会社福岡リアルティ入社 同社顧問 同社代表取締役社長（現職）

- ・ 執行役員候補者古池善司は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの代表取締役社長を兼務しております。
- ・ 本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、執行役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該執行役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者の選任が承認された場合、上記執行役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員川庄康夫及び田邊俊は、2022年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、2022年5月29日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、規約第23条の定めにより、2022年5月29日より2年間とします。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職及び 本投資法人における地位
1	川庄康夫 (1947年1月11日生)	1980年 8月 公認会計士・税理士登録 1981年 1月 川庄公認会計士事務所開設 (現職) 1987年12月 株式会社クリエイティブ マネージメント コンサルタンツ設立 (現職) 1993年 2月 株式会社福岡県人事研究所 (現 KS人事研究所) 設立 (現職) 2016年 5月 本投資法人監督役員 (現職) 2016年 6月 ビジネス・ワンホールディングス株式会社監査役 (現職)
2	田邊俊 (1961年4月15日生)	2000年10月 弁護士登録 2004年 6月 株式会社福岡リアルティーズ コンプライアンス評価委員 2010年 1月 田邊法律事務所代表弁護士 (現職) 2013年10月 福岡簡易裁判所民事調停官 (非常勤公務員) 2016年 4月 福岡市雇用労働相談センター代表弁護士 (現職) 2016年 6月 新日本製薬株式会社監査役 (現職) 2018年 9月 株式会社プラッツ補欠の監査等委員である取締役 (現職) 2020年 5月 本投資法人監督役員 (現職)

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監督役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該監督役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記各監督役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記各監督役員候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。



#### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2022年5月29日より2年間とします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2022年4月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
小原千尚 (1973年11月20日生)	1997年 4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
	2004年 1月 株式会社福岡リアルティ入社 同社投資部営業室長
	2005年 4月 同社投資部シニアマネージャー
	2007年10月 同社投資部長
	2013年 6月 同社企画部長
	2015年 2月 福岡地所株式会社出向 同社ビル事業部担当部長兼開発事業部担当部長
	2017年 6月 同社執行役員 北九州紫川開発株式会社取締役（現職）
	2019年 3月 Walkアセットマネジメント株式会社取締役（現職）
	2020年 6月 福岡地所株式会社常務執行役員（現職） 西日本不動産開発株式会社取締役（現職）
	2020年 8月 FJアセットマネジメント株式会社取締役（現職）
	2021年 6月 株式会社福岡リアルティ取締役（現職） 株式会社九州リースサービス監査役（現職）
	2022年 2月 エフ・ジェイロジ株式会社取締役（現職）
	2022年 3月 株式会社エフ・ジェイビジネスソリューションズ取締役（現職）

- ・補欠執行役員候補者小原千尚は、本投資法人の利害関係人である福岡地所株式会社の常務執行役員及び本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの取締役を兼務しております。
- ・本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 23口（2022年2月28日現在）

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、執行役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該執行役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合、上記補欠執行役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第3号議案における監督役員の就任日である2022年5月29日より2年間とします。

補欠監督役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
三嶋良英 (1969年4月12日生)	1994年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1998年 8月 アーサーアンダーセン宇野紘一税理士事務所(現 KPMG税理士法人) 入所 1999年11月 山田&パートナーズ会計事務所(現 税理士法人山田&パートナーズ) 入所 2000年 5月 公認会計士登録 2007年 5月 公認会計士三嶋良英事務所開設(現職) 2007年 8月 税理士登録 2009年 6月 株式会社ジャルコ監査役 2010年 6月 同社取締役 2011年10月 JALCOホールディングス株式会社 取締役 2020年 6月 株式会社新出光監査役(現職)

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監督役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該監督役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合、上記補欠監督役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<参考事項>

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第18条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

## 第10回投資主総会会場ご案内図

会 場 福岡市博多区住吉一丁目2番25号  
T E L 092-272-3900 (問合せ先)  
チャンネルシティ・ビジネスセンタービル  
地下1階 貸会議室



お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。